

政令第二九三号

政治資金規正法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、政治資金規正法の一部を改正する法律（令和六年法律第六十四号）の施行に伴い、並びに政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十八条の二第二項及び第三十三条並びに政党助成法（平成六年法律第五号）第三十二条第六項及び第四十一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（政治資金規正法施行令の一部改正）

第一条 政治資金規正法施行令（昭和五十年政令第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項の表第六条第一項各号列記以外の部分の項中「当該公職の候補者に係る公職の種類」の下に「、当該政治団体が同項第三号に係る国会議員関係政治団体であるときはその旨、当該政治団体を主宰する衆議院議員若しくは参議院議員又は当該政治団体の主要な構成員である衆議院議員若しくは参議院議員の氏名及びその者に係る公職の種類」を加え、同表第九条第一項第一号の項を次のように改める。

第九条第一項第一号		
次に掲げる事項		次に掲げる事項（二を除く。）
寄附（第二十二条の六第二項に規定	寄附	

する寄附を除く。以下ロ及び第十二 条第一項第一号ロにおいて同じ。）			
、当該寄附を			
その旨並びに当該寄附が第十九条の 十六の三第二項の規定による通知に 係る寄附であるときはその旨			
並びに当該寄附を			
その旨			

第九条第一項の表第十二条第一項第一号の項を次のように改める。

第十二条第一項第一号			
次に掲げる事項			
、当該寄附を			
その旨並びに当該寄附が第十九条の 十六の三第二項の規定による通知に 係る寄附であるときはその旨			
収入（報告書に記載すべき収入があ			
収入			
並びに当該寄附を			
その旨			
次に掲げる事項（ニを除く。）			

	つた年の前年以前における収入を含む。）	
--	---------------------	--

第九条第一項の表第十二条第一項第一号の項の次に次のように加える。

第十二条第一項第二号の二	翌年への繰越しの金額	第一号に規定する全ての収入の総額から前号に規定する全ての支出の総額を控除した金額
--------------	------------	--

第九条第一項の表第十七条第四項の項中「第七条の二第二項」を「第七条の二第三項」に改める。

第十八条中「又は法」を「法」に改め、「政治資金監査報告書」の下に「又は法第十九条の十四の二

第四項の規定による確認書」を加える。

（政党助成法施行令の一部改正）

第二条 政党助成法施行令（平成六年政令第三百七十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「すべて」を「全て」に、「第十一条第二項」を「第十四条第二項」に改める。

第十一条を第十四条とし、第八条から第十条までを三条ずつ繰り下げる。

第七条中「第十条」を「第十三条」に改め、同条を第十条とし、第六条の次に次の三条を加える。

（公表対象報告文書の写しの交付の方法）

第七条 法第三十二条第四項又は第五項の規定（第四号に掲げる方法による場合にあつては、これらの規定及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下この条及び次条第一項において「情報通信技術活用法」という。）第七条第一項の規定）による公表対象報告文書（法第三十二条第二項に規定する報告書、支部報告書、総括文書、監査意見書若しくは監査報告書又は同条第三項に規定する都道府県提出文書をいう。以下この条から第九条までにおいて同じ。）の写しの交付の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、第二号から第四号までに掲げる方法の実施にあつては総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わせられたものをいう。）によりこれらの方法を実施することができる場合に限り、同号に掲げる方法の実施にあつては情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（同号及び次条第一項において「電子情報処理組織」という。）を使用して法第三十二条第四項又は第五項の規定による請求があつた場合に限る。

一 公表対象報告文書を複写機により総務省令で定める大きさの用紙に複写したもの（白黒で複写したものに限る。）の交付

二 公表対象報告文書をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。次号において同じ。）を光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付

三 公表対象報告文書をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付

四 公表対象報告文書の写しの交付を情報通信技術活用法第七条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行う方法

（公表対象報告文書の写しの交付に係る手数料の額）

第八条 法第三十二条第六項に規定する政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる写しの交付の方法

の区分に応じ、当該各号に定める額（複数の方法により写しの交付を受ける場合にあつては、その合算額。以下この項において「基本額」という。）とする。ただし、基本額が三百円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して法第三十二条第四項の規定による請求をする場合にあつては、二百円。以下この項において同じ。）に達するまでは、三百円とする。

一 前条第一号に掲げる交付 交付する用紙一枚につき十円

二 前条第二号に掲げる交付 光ディスク一枚につき百円に公表対象報告文書一枚ごとに十円を加えた額

三 前条第三号に掲げる交付 光ディスク一枚につき百二十円に公表対象報告文書一枚ごとに十円を加えた額

四 前条第四号に掲げる方法 公表対象報告文書一枚につき十円

2 前項の手数料の納付は、収入印紙をもってしなければならない。ただし、当該手数料を総務省の事務所において納付する場合には、現金をもってすることができ。

（公表対象報告文書の写しの送付の求め）

第九条 法第三十二条第四項又は第五項の規定による請求をしようとする者は、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し、送付に要する費用を納付して、公表対象報告文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該費用は、総務省令で定める方法により納付しなければならない。

（総務省組織令の一部改正）

第三条 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第三号中「その要旨の」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和八年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中政治資金規正法施行令第九条第一項の表第六条第一項各号列記以外の部分の項の改正規定

令和七年十月一日

二次項の規定 令和九年一月一日

(収支報告書の公表に関する経過措置)

- 2 政治資金規正法の一部を改正する法律附則第五条第四項の場合における第一条の規定による改正後の政治資金規正法施行令第十八条の規定の適用については、同条中「法第二十条の二第二項」とあるのは「政治資金規正法の一部を改正する法律（令和六年法律第六十四号。以下この条において「改正法」という。）附則第五条第四項の規定により読み替えて適用される法第二十条の二第二項」と、「による報告書」とあるのは「による報告書、改正法附則第五条第四項の規定により当該報告書に併せて提出された書面」とする。

理 由

政治資金規正法の一部を改正する法律の施行に伴い、政治資金規正法施行令において確認書の写しの交付の方法を定める等所要の規定の整備を行うとともに、政党助成法施行令において公表対象報告文書の写しの交付の方法及び写しの交付に係る手数料の額等を定める等の必要があるからである。